

## 西村あさひ法律事務所

## 国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議(COP26)における金融機関の役割とビジネスへの影響 –COP27 に向けて–

金融ニューズレター

2022 年 10 月 12 日号

執筆者:

E-mail✉ [曾我 美紀子](mailto:miyama@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [橋本 裕子](mailto:yoshihiko@nishimura-asahi.com)

## 1. はじめに

2022 年 11 月 6 日から 11 月 18 日にかけて、エジプトのシャルム・エル・シェイクで国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議(COP27)が開催される予定となっている。COP とは、「締約国会議(Conference of the Parties)」の略で、「気候変動枠組条約(UNFCCC)」の締約国が、地球温暖化を防ぐための枠組みを議論する国際会議である。COP は、コロナ禍の 2020 年を除き、1995 年より毎年開催されている。直近の COP は、2021 年 10 月 31 日から 2021 年 11 月 13 日にかけてイギリスのグラスゴーで開催された COP26 であった。COP26 では金融機関の役割が重要であると認識され、金融機関の行動に注目が集まったことから、COP27 を前に COP26 における金融機関の役割及びそのビジネスへの影響について整理したい。

## 2. COP26 の主な合意内容

まずは、COP26 における国家レベルの合意内容について簡単に触れる。

### (1) パリ協定 1.5°C 目標達成の合意

パリ協定の 1.5°C 目標<sup>1</sup>の達成に向けて、2050 年までのカーボンニュートラル(温室効果ガス排出量実質ゼロ)と、その重要な経過点となる 2030 年に向けて野心的な対策を各国に求めることが、「グラスゴー気候合意(Glasgow Climate Pact)<sup>2</sup>」に盛り込まれた。COP26 が開催された 2021 年時点でパリ協定の採択から約 6 年が経過していたが、これまでの取り組みでは「産業革命以降の気温上昇を 1.5°C に抑える」という目標は達成できないことが明確となっており、開催前より COP26 における対策が求められていたことに応えた形となる。今回の合意により、パリ協定締結当初の 2.0°C ではなく、1.5°C を目指す姿勢が強調された。

### (2) 石炭火力発電所の段階的削減

グラスゴー気候合意(Glasgow Climate Pact)において、排出削減対策の講じられていない石炭火力発電の逡減<sup>3</sup>及び非効率な化石燃料補助金の段階的廃止が盛り込まれた。また、温室効果ガス排出削減対策を講じていない石炭火力発電について、主要経済国では 2030 年代までに、世界全体では 2040 年代までに、廃止する段階的削減等の声明(Global Coal to Clean Power Transition Statement)<sup>4</sup>が発表された。同声明には、日本や米国等は参加していないが、インドネシア、ポーランド、ベトナムを含む 23 か国が新たに賛同している<sup>5</sup>。

<sup>1</sup> 2015 年に採択されたパリ協定では、気候変動による悪影響を最小限に抑えるために、産業革命前からの世界の平均気温の上昇幅を、2.0°C を十分下回る水準で維持することを目標とし、さらに 1.5°C に抑える努力をすべきとされた。

<sup>2</sup> [https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cop26\\_auv\\_2f\\_cover\\_decision.pdf](https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cop26_auv_2f_cover_decision.pdf)

<sup>3</sup> 当初は"phase-out" (段階的廃止)と規定される予定だったが、インド等の石炭火力発電への依存度の高い国による反発を受けて、最終的に"phasedown" (逡減)に表現が弱められている。

<sup>4</sup> <https://ukcop26.org/global-coal-to-clean-power-transition-statement/>

<sup>5</sup> <https://unfccc.int/news/end-of-coal-in-sight-at-cop26>

### (3) パリ協定ルールブックの完成

2019年のCOP25において先送りにされたパリ協定第6条(市場メカニズムに係る条項)の運用のための実施指針について合意され、パリ協定ルールブックが完成した。パリ協定第6条は、国際間の温室効果ガスに係る排出削減量の取引等について規定したものである。パリ協定ルールブックには、排出削減量の二重計上防止策<sup>6</sup>や、京都議定書下の市場メカニズム(CDM)のクレジットのパリ協定への移管の条件<sup>7</sup>等が規定された<sup>8</sup>。

## 3. COP26における金融機関の役割

### (1) GFANZの発足

上記はいずれもUNFCCC締約国の間で合意された事項、すなわち国レベルの合意内容である。これに加えて、COP26においては金融機関も重要な役割を果たした。COP26において大きな注目を浴びた「ネットゼロのためのグラスゴー金融連合(Glasgow Financial Alliance for Net-Zero: GFANZ)」の存在である。GFANZは、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す金融機関の有志連合であり、COP26に関連して2021年4月に英イングランド銀行前総裁のマーク・カーニー氏等により活動が開始された<sup>9</sup>。GFANZは、金融機関がネットゼロへの移行を加速させるためのフォーラムを提供すること等を目的としたもので、2021年11月時点で世界の金融セクターから450社以上が参加している。GFANZは、向こう30年の間にカーボンニュートラル達成に必要な投資を賄うために100兆ドルを提供できるとしている<sup>10</sup>。

GFANZの傘下には、銀行間の連合であるNet-Zero Banking Alliance(NZBA)、運用会社間の連合であるNet Zero Asset Managers initiative(NZAM)、保険会社間の連合であるNet-Zero Insurance Alliance(NZIA)等が存在し、金融機関はいずれかの業務分野別の連合に参加することによりGFANZに参加することができる<sup>11</sup>。2021年11月のGFANZの公表資料によると、同月時点では18の日本の金融機関が参加している<sup>12</sup>。GFANZはグローバルかつ業務分野を超えた統一的な連合であり、参加金融機関も多く、その存在が注目を浴びていることから、今後の金融機関のビジネスに大きく影響を与えることが予想される。

### (2) 石炭火力発電への公的融資の終了

COP26において、主要な国際銀行は2021年末までに、排出削減対策が講じられていない新たな石炭火力発電への国際的な公的融資を効果的に全て終了させることをコミットした。さらに、イタリア、カナダ、米国、デンマークを含む25カ国と公的金融機関は、2022年末までに排出削減対策が講じられていない化石燃料エネルギーの部門への国際的な公的支援を終了し、クリーンエ

<sup>6</sup> カーボンクレジットを発行した国・地域と購入した国・地域の両方で削減量を計上する問題を解消するため、カーボンクレジットの取引契約時に両国が炭素クレジットを二重計上しないことを明確化した。

<sup>7</sup> 京都議定書時代の使われなかった古い削減クレジットについては、一定の条件を充足する場合には使用可能とされた。

<sup>8</sup> [https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma2021\\_L19\\_adv\\_0.pdf](https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma2021_L19_adv_0.pdf)

<sup>9</sup> <https://climatechampions.unfccc.int/wp-content/uploads/2021/04/GFANZ.pdf>

<sup>10</sup> <https://www.gfanzero.com/press/amount-of-finance-committed-to-achieving-1-5c-now-at-scale-needed-to-deliver-the-transition/>

<sup>11</sup> <https://www.gfanzero.com/membership/>

<sup>12</sup> <https://assets.bbhub.io/company/sites/63/2021/11/GFANZ-Progress-Report.pdf>

銀行部門では、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、野村ホールディングス株式会社、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の5機関。資産運用部門は、アセットマネジメントOne株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセット・マネジメント(UK)、MU投資顧問株式会社、日興アセットマネジメント株式会社、ニッセイアセットマネジメント株式会社、野村アセットマネジメント株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の9機関。保険部門は、日本生命保険相互会社、第一生命保険株式会社、明治安田生命保険相互会社、住友生命保険相互会社の4生保。

エネルギーへの移行への支援を優先することをコミットする共同声明に署名した<sup>13</sup>。国レベルのみならず、公的な金融機関に止まるものの、各金融機関レベルにおいても、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への国際的な融資、すなわち海外における石炭火力発電への融資の終了が2021年末と非常に短い期間で行われることが明確に宣言されたことは、グローバルな金融機関による融資が多くのプロジェクトの資金源として重要であることに鑑みると、大きな影響があると言えるだろう。

#### 4. COP26の金融機関のビジネスへの影響

既述の通り、COP26ではGFANZの正式な発足、カーボンニュートラルのための投資に対する多額の資金提供への言及や公的金融機関による排出削減対策の講じられていない石炭火力発電への国際的な融資の終了等、金融機関に関わる動向が多くの注目を浴びた。特にGFANZは民間金融機関の主導によるものであり、民間金融機関がカーボンニュートラルに向けた取り組みを支援する上で大きな役割を担っていることに鑑みると、金融機関にとってその存在を無視することは難しいと言えよう。


COP26における上記の動きに加え、金融機関の気候変動対策に影響を及ぼす様々な動向が見られる。例えば、GFANZは、COP26後の本年6月に「Financial Institution Net-zero Transition Plans」の案を公表する等の活動を行っている。また、COP26前後に限らず、金融機関を含む各企業においては、Task force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD)(気候関連財務情報開示タスクフォース)の提言等のもとで、気候変動情報の開示に関する対応を行っていくことが求められ得る<sup>14</sup>。日本国内の最近の動きとしては、本年7月に金融庁が「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」<sup>15</sup>と題する文書(ディスカッション・ペーパー)を発表し、金融機関の気候変動対応についての検査・監督の考え方を示したほか、顧客企業の気候変動対応の支援の進め方や具体的な事例を紹介するなどしている。

金融機関は、上記のような国内外での動きを踏まえて脱炭素社会への移行に向けた各種の取り組みを行っていくことが期待されるため、世界規模の潮流を把握しておくために、今後もCOP27やグローバル規模の動向に留意しておくことが望ましい。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>13</sup> <https://unfccc.int/news/end-of-coal-in-sight-at-cop26>

<sup>14</sup> 経済産業省の情報によると、2022年9月22日現在、日本でも1,000社以上の企業・機関がTCFDに対して賛同の意を示している([https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/tcf\\_d\\_supporters.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/tcf_d_supporters.html))。なお、2021年6月に東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードの補充原則が改訂され、特にプライム市場の上場企業にはTCFD又は同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量の充実を進めることが求められている(<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq000008jdy-att/nlsgeu000005lnul.pdf>)。本年10月には、TCFDコンソーシアムから「気候関連財務情報開示に関するガイダンス 3.0(TCFD ガイダンス 3.0)」が公表されている([https://tcf\\_d-consortium.jp/news\\_detail/22100501](https://tcf_d-consortium.jp/news_detail/22100501))。

<sup>15</sup> [https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220712/kikouhendou\\_dp\\_final.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220712/kikouhendou_dp_final.pdf)